

新幹線延伸効果促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、新幹線延伸効果促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、新幹線の敦賀延伸効果の波及・拡大の促進のため、次条に掲げる事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、地域の活性化や魅力ある地域づくりのために実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新幹線駅を中心とした賑わいづくりに資する事業
- (2) 新幹線沿線における県内沿線地域等のPR事業
- (3) 県内の新幹線駅から周辺地域への移動の円滑化や周遊の促進事業に係るPR事業
- (4) その他知事が特に認める事業

(補助対象団体等)

第4条 補助金の交付対象となる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町村（一部事務組合、市町村等で構成される協議会や任意団体を含む。以下同じ。）
- (2) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）、ボランティア団体及び市民活動団体等の非営利団体
- (3) 民間事業者（営利を目的としない事業の場合に限る。）

(補助率及び補助金額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額については、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考となる資料（事業の実施内容が具体的にわかる資料）

2 前項の補助金の交付申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定

を行うものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、規則第12条に規定する実績報告書(様式第4号)を当該交付決定に係る事業の完了の日から起算して一か月を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) 支出の根拠を示す資料(領収書等)
- (4) 記録写真等事業の実績を明らかにする資料
- (5) その他必要と認められる資料

(概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請等)

第13条 第8条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第15条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第16条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。